

原発事故被災地の再生と中間貯蔵施設：民主的合意の形成へ向けて

MATSUO, Ryusuke / 松尾, 隆佑

(出版者 / Publisher)

法政大学サステナビリティ研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Research on Sustainability : The Academic Journal of the Research Center for Sustainability / サステナビリティ研究

(巻 / Volume)

7

(開始ページ / Start Page)

23

(終了ページ / End Page)

43

(発行年 / Year)

2017-03-15

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00013906>

原発事故被災地の再生と中間貯蔵施設 — 民主的合意の形成へ向けて

Revitalization of Nuclear Disaster Areas and an Interim Storage Facility: Towards More Democratic Decision-Making

松 尾 隆 佑
Ryusuke Matsuo

Abstract

In revitalizing nuclear disaster areas, dealing with a large amount of waste contaminated with radioactive materials is an inevitable task. This paper clarifies the framework of a polluted waste disposal policy and problems associated with a project involving construction of an interim storage facility for thirty years' storage of waste with a high degree of pollution in Fukushima. In conclusion, necessary ideas for dealing with problems based on the consensus of residents living over a large area are presented.

Construction of the interim storage facility is not only an additional harm to residents of the planned site, but also a cause of conflicts with other community residents seeking a quick discharge of waste. Moreover, the strategy for final disposal outside Fukushima Prefecture after thirty years is not established at all, and there is great uncertainty about the site's use after the interim storage period. The Ministry of the Environment, the implementing entity of the project, expects that most of the waste will be recyclable due to the reduction in contaminant concentration. But, in many municipalities, even wastes at low concentration cannot be disposed of due to considerations involving residents.

The responsibility of Tokyo Electric Power Company (TEPCO), which generated contaminated waste, creating victims in a broad sense, is left ambiguous. Meanwhile, the interim storage tends to be underestimated as a problem of only Fukushima and landowners. However, considering future disposal or recycling of contaminated waste, "Designated Waste" generated outside Fukushima, and the ongoing selection of candidate sites for the final disposal of high-level radioactive waste, it is obvious that the challenge of measures against contaminated waste is neither local nor temporary. In order to promote coping with contaminated waste based on a democratic agreement, it is necessary to prepare a wide area consultation framework with reference to the multistep consensus building process outlined by the Science Council of Japan.

Keywords: Fukushima Daiichi nuclear disaster, Act on Special Measures concerning the Handling of Radioactive Pollution, nuclear waste, interim storage facility, consensus building

要 旨

原発事故被災地の再生へ向けては、放射性物質により汚染された大量の廃棄物への対処が不可避の課題となる。本稿では、汚染廃棄物処理政策の枠組みを整理し、汚染度の高い廃棄物を長期保管する中間貯蔵施設の建設計画に伴う問題点を分析した上で、広域に拡散した「住民」の合意に基づく対処のために必要な考え方を提示する。

福島県内での中間貯蔵施設の建設は予定地住民への追加的加害である上に、廃棄物の早期搬出を求める他地域住民とのあいだで、被災者同士の分断を引き起こしうる。また、中間貯蔵後の県外最終処分の見通しは全く立っておらず、施設の跡地利用をめぐる不透明性も大きい。実施主体である環境省は、汚染濃度の低減により大部分の廃棄物は再生利用が可能になると見込むが、多くの自治体では低濃度の廃棄物であっても住民に配慮して処分できない状況が続いている。

広義の加害をもたらす汚染廃棄物を発生させた東京電力の責任が曖昧にされる一方で、中間貯蔵は福島や地権者の問題として矮小化されやすい。だが、将来の県外処分や再生利用、あるいは12都県で発生した指定廃棄物、最終処分場の候補地選定が進む高レベル放射性廃棄物などを考慮すれば、汚染廃棄物への対処が局地的・一時的な問題でないことは明らかである。民主的合意に基づく汚染廃棄物への対処を推進するため、日本学術会議が示す多段階の合意形成プロセスを参考に、広域の協議枠組みを整備する必要がある。

キーワード：福島第一原子力発電所事故、放射性物質汚染対処特措法、放射性廃棄物、中間貯蔵施設、合意形成

1 はじめに一土地と結びついた人間の復興

2011年3月11日の福島第一原子力発電所事故により飛散した放射性物質は、東日本広域の環境を汚染し、膨大な規模の汚染廃棄物を生み出した。今なお福島県内外で多数の自治体が汚染廃棄物を抱えつづけている事実は、放射性物質による環境汚染の被害を受けているという意味で、原発事故の被災地が「福島」に限られるものでないことを改めて示している。本稿の目的は、こうした汚染廃棄物の存在が被災地の再生への道のりにもたらす困難を、福島第一原発周辺に建設予定の中間貯蔵施設に焦点を当てながら検討することにある¹⁾。

もとより何をもって「再生」と考えるのかには議論の余地があるが（長谷部，2016：68-69）、再生の主体もまた自明とは言えない。多くの論者が指摘するように、「そもそも災害において、被災地の復興と被災者の生活再建は完全には重ならな

い」（日野，2016：203）。原発事故により避難を余儀なくされた人びとが、避難元の自治体に戻るか戻らないかの選択によって、正当な権利に基づく生活再建への支援を十分に受けられなくなるようなことがあってはならない。このため、憲法が個人に保障する諸権利に基づき、被災者一人ひとりによって異なる状況やニーズに応じた生活再建支援策を求める「人間の復興」という観点の重要性は、いくら強調してもしすぎることはないだろう（岡田ほか，2013）。ただし、生身の人間である被災者の再生こそを第一とする観点だけでは、特定の地域の再生に問題を設定することの意義を十分に明らかにすることはできない。これに対して、どこであれ特定の土地に置かれることになる廃棄物に着目する場合、「被災地」という特定の地域（それは自治体の単位とは必ずしも重ならない）について再生を語ることを、否応なく迫られる。

避難者は、事故前までコミュニティや近隣の山

林などのサブシステムとともに暮らしと生業を成り立たせてきたことから、その多くが避難元の土地に対する愛着を持ちつづけている。避難指示の解除が進む現在においても、健康や生活再建、事故収束に対する不安から帰還の動きは緩やかなものにとどまっているが、今井照らが実施している避難者調査によれば、2016年1～2月の時点で、調査対象者の約58%が元の町に帰りたとしており、約59%が住民票を避難先自治体に移すつもりがないと回答している（今井，2016b）。多くの避難者は帰りたくても帰れないのであり、短期的には帰還することがないとしても、避難元自治体へのかかわりを失いたくないと考えている。移住して避難元に戻らないことを決めた人びとも含めて、被災者の多くは離れてしまった被災地の状況に関心を持ちつづけているのであり、広域避難の下では、その地域に現に居住する文字通りの住民ではなくとも、自治の主体でありうるとの把握が必要とされる（除本，2016: 193; 今井，2016a）。

そこで本稿では、被災地の狭義の住民に加え、広域に拡散しつつも避難先から通うなど多様なかたちで避難元への関与や関心を持ちつづけている人びとを含めた、ネットワーク的な集合を広義の「住民」と捉え、「住民」（被災者）と「住民」を結びつける土地（被災地）の双方をともに再生すべき主体と見なすという意味で、「土地と結びついた人間の復興」と呼びうる観点に立つ。本稿の検討対象である汚染廃棄物は、被災地の将来像を描くにあたって主要な障害の1つとなっており、その処理は土地と結びついた人間の復興へ向けて取り組まなければならない喫緊の課題である。一般に、原子力施設の立地・稼働や放射性廃棄物の処理など広範囲に影響を及ぼしうる意思決定をめぐることは、多様な利害関係主体（ステークホルダー）による合意形成を通じて民主的正統性を調達することの重要性が知られてきた²⁾。したがって汚染廃棄物の処理を進めるにあたっては、被災地の「住民」を主要な利害関係主体に位置づけつつ、広域での合意の形成が必要とされるだろう。

う。

以下、第2節では放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染廃棄物処理政策の枠組みを整理し、中間貯蔵施設の建設計画に関する事態の経過を振り返る。それを踏まえ第3節では、中間貯蔵計画に伴う問題点を分析し、現行の政策推進のあり方が、被災者に対する「広義の加害」を拡大させるとともに、主体的な合意形成を阻む複数の要因をつくり出していることを指摘する。こうした問題に対して第4節では、日本学術会議が示す多段階の合意形成プロセスを踏まえて、広域に拡散した「住民」の合意に基づく対処のために必要な考え方を提示する。最後に第5節では、合意形成が実現されても依然として残される重要な課題として、地域の持続的・内発的な発展と集合的アイデンティティに関する困難を指摘し、稿を閉じる。

2 政策枠組みの検討

2.1 汚染廃棄物の処理枠組み

汚染廃棄物処理政策の枠組みは、原発事故発生後に汚染された震災がれきや下水汚泥などへの対処が被災自治体で問題化したのち、急ごしらえで進められた（金子・天池，2011; 小寺，2012; 鈴木，2014; 安部，2015; 大迫，2012）³⁾。既存の法体系においては、原子力法制と環境法制のあいだで、原発の敷地外に放出された放射性物質への対処が手つかずにされていたためである（北村，2012; 2015; 大塚，2013; 2015; 田中，2014）。この隙間を埋め、除染と汚染廃棄物処理の法的枠組みを定めたのが、2011年8月26日に民主党・自由民主党・公明党の協議に基づく議員立法によって成立した、放射性物質汚染対処特措法である。また、12年1月の施行に先立ち、同法に基づいた具体的な対処の原則を定めた「基本方針」が11年11月に閣議決定された。

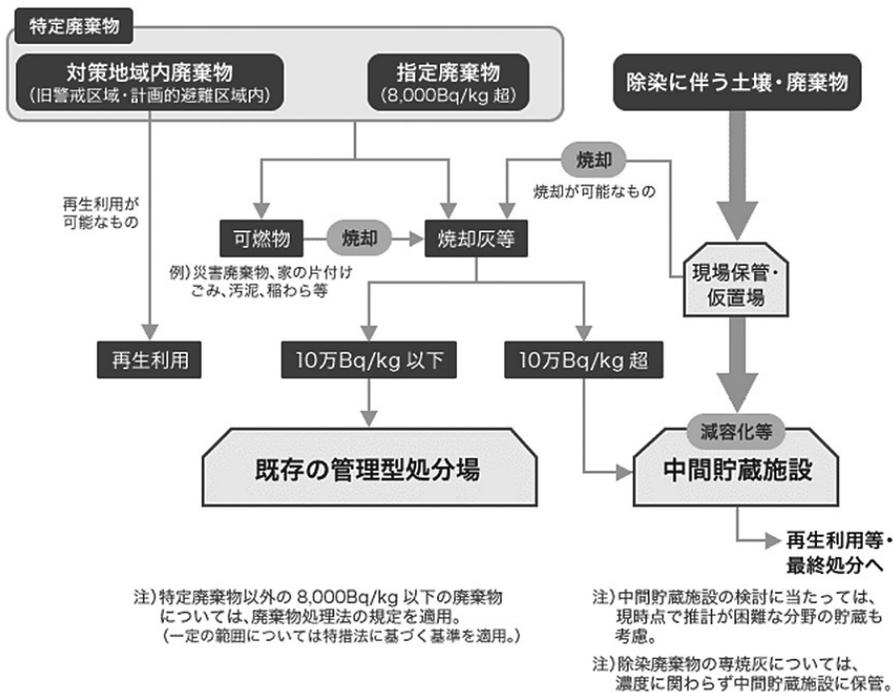
特措法は、放射性物質の汚染に対処するために必要な措置を講ずることを国に義務づけている。国会審議で江田五月環境大臣（当時）らは、除染や汚染廃棄物の処理にかかわる責任は一義的には

汚染原因者である東京電力にあるものの、これまで原子力政策を推進してきた国にも「社会的責任」があると答弁している（金子・天池，2011：52）。これに対して東電の責任は、汚染者負担原則に基づき、処理費用を負担する義務を負うことで果たされるものとされた。具体的には、除染および汚染廃棄物処理の費用は国が復興予算として計上した上で、事業実施後に東電に求償する仕組みになっている。

対処が求められる汚染廃棄物には、放射性物質の降下により直接汚染された災害廃棄物のほか、一般廃棄物に混入した放射性物質が焼却を経て焼却灰に濃縮されたもの、放射性物質が付着した土壌が下水汚泥や上水汚泥に濃集したものなどがあり、除染の実施に伴い、地表から剥ぎ取った土壌（除去土壌）や、草木・落葉などの廃棄物（除染廃棄物）も生じる⁴⁾。国の処理枠組みでは、可燃物は原則焼却して減容化されることとなっており、減容化後の汚染濃度に応じて大きく3つのレ

ベルに分けられた汚染廃棄物について、それぞれ異なる対処が定められている（図1）。

まず、a) 放射性セシウム濃度が1kg当たり10万ベクレル（Bq）を超える廃棄物は、国が福島県内で建設・操業する中間貯蔵施設で保管することとされた。次に、b) 汚染濃度が8,000～10万Bq/kgの汚染廃棄物であるが、飛散した放射性物質によって汚染された稲わら、たい肥、焼却灰、浄水発生土、下水汚泥などは福島県外でも大量に発生しており、このうち8,000Bq/kgを超えるとして環境大臣の指定を受けたものが「指定廃棄物」と呼ばれる。「基本方針」は指定廃棄物について、発生した都道府県ごとに処理すると定めており、福島県内では既存の管理型処分場へ埋め立てることとなった。最後に、c) 汚染濃度が8,000Bq/kgを下回る廃棄物は、基本的に一般の廃棄物と同様に処分してよいとされる。8,000Bq/kgという基準は、①輸送や保管に伴い周辺住民の被ばく線量が年間1ミリシーベルトを超えない、②作業者の



出所：環境省「放射性物質汚染廃棄物処理情報サイト」より作成

図1 福島県内における汚染廃棄物の処理フロー

被ばく線量が可能な限り年間 1 ミリシーベルトを超えない、③処分施設の管理期間終了以降、周辺住民の受ける線量が年間 10 マイクロシーベルト以下、といった目安に基づき算出された。事故前は原子炉等規制法に基づき 100Bq/kg 超は放射性廃棄物として扱われていたため、特措法に基づく枠組みにより、実に 80 倍へと基準が「緩和」されたことになる⁵⁾。

2.2 中間貯蔵施設の建設計画

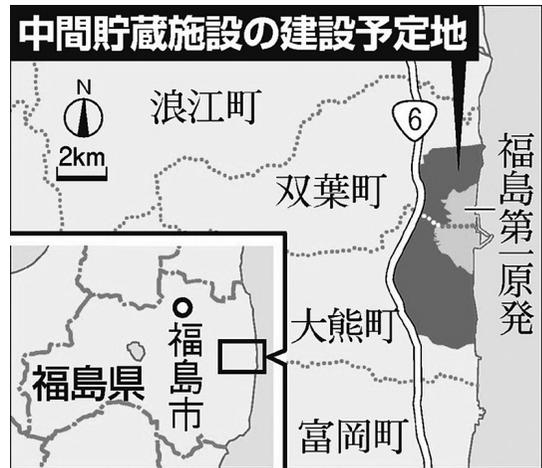
次に、中間貯蔵施設の建設計画の経過と進展状況を見ていこう。放射性物質汚染対処特措法が成立した翌日の 2011 年 8 月 27 日、退陣間近の菅直人首相は被災自治体との協議の場で、福島県の佐藤雄平知事（当時）に中間貯蔵施設の県内設置を初めて打診した。その後、10 月に公表された中間貯蔵施設ロードマップは、国の責任で福島県内に施設を設置するとの考えを改めて示し、12 年度内に設置場所を選定、15 年 1 月に除染土壤などの搬入を開始するとした（環境省、2011e）。国は 12 月に県と双葉郡 8 市町村に対し施設の設置を申し入れ、12 年 3 月に双葉町、大熊町、楢葉町に分散設置する案を提示した。8 月には建設候補地の調査を申し入れており、県は、①設置の受け入れではないこと、②地元住民への丁寧な説明を行なうこと、③調査状況を適時報告することを条件に、11 月に調査を受け入れた。現地調査は、13 年 4 月から大熊町と楢葉町で、10 月から双葉町で開始された。

調査と並行し、2013 年の 6 月から中間貯蔵施設安全対策検討会、中間貯蔵施設環境保全対策検討会、中間貯蔵施設への除去土壤等の輸送に係る検討会などで専門家による検討が行なわれ、9 月には復興大臣と環境大臣を本部長とする中間貯蔵施設等福島現地推進本部が設置された。国は 12 月に施設計画をまとめたが、14 年 1 月に楢葉町が建設の受け入れを正式に拒否したことにより、3 月に大熊・双葉両町へ施設を集約した新計画を改めて提示している（中間貯蔵施設等福島現地推進本部、2014）。候補地の住民への説明としては、

大熊・双葉両町の避難住民を対象に、5 月から 16 回の説明会が行なわれた。国は当初、長期間にわたる施設の運営のため、すべての用地を買い取ることにしていた。だが、先祖伝来の土地は手放しがたく、国有化により最終処分地とされるおそれも大きいとの地権者による反発を受け、土地賃借の上で事業終了後に更地に戻して返還する選択肢も示す方針へと転換する。また国は、30 年以内の県外最終処分を法律で定めること、3,000 億円余の交付金を設けることなども提示した。これらを受け、県は 8 月 30 日に建設の受け入れを正式に決定する。これに続き、12 月に大熊町、15 年 1 月に双葉町が建設受け入れを表明した。14 年 12 月には日本環境安全事業株式会社（JESCO）法が改正され、国が 100% 出資する特殊会社である同社による施設の管理・運営や、廃棄物を中間貯蔵開始後 30 年以内に福島県外で最終処分することなどが明記された（杉浦、2014）。同時に、時期を含めて県外最終処分を実現する具体的な取り組みを示す工程表の作成を政府に求める付帯決議が、衆参両院で採択されている。

中間貯蔵施設への搬入が見込まれている廃棄物の総量は、焼却による減容化後で推計 1,600 ~ 2,200 万 m³に上る。所管する環境省によれば、大熊・双葉両町にまたがる建設予定地約 1,600 ヘクタール（ha）のうち、民有地が約 1,270ha で約 8 割を占めており、同省は県の建設受け入れを受けた 2014 年 9 月から用地交渉を本格的に開始している。民有地の地権者は登記上 2,365 人であり、所在や連絡先を把握できない地権者も多いことから、予定用地を取得するだけでも 10 年以上はかかると思われる。残る 330ha は、町や県、国が所有する公有地などで、その半分は町有地で構成されている。自民党は 16 年 5 月に、県内の学校や福祉施設などにある除染廃棄物を早期に搬出するため、施設予定地にある町有地を保管場として提供するように、両町に要請した。これに対し大熊町は 6 月に受け入れを決め、7 月から搬入が行なわれている。双葉町は 8 月に一時使用として容認する方針を決定した。

廃棄物の搬送については、2014年11月から国、県、関係市町村の各関係部局で構成する中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る連絡調整会議が開催され、「中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る基本計画」がまとめられている（環境省、2014）。環境省と県、大熊・双葉両町による安全確保協定の締結などを経て、15年3月13日から施設予定地内に設けられた保管場への試験輸送が開始された。これにより、30年にわたる中間貯蔵の工程が始まったことになる。さらに16年4月からは保管場への本格輸送が開始されており、11月15日には、契約済みの用地など計14haの敷地で主要施設の建設が着工された。当初は14年夏に着工する予定であったため、用地



出所：『朝日新聞』2016年11月15日付より作成

図2 中間貯蔵施設の建設予定地

表1 中間貯蔵計画の経過

2011年	3月	11日	東日本大震災、東京電力福島第一原発事故
	8月	26日	放射性物質汚染対処特措法が成立
		27日	菅首相が佐藤福島県知事に中間貯蔵施設の設置を打診
	10月	29日	国が中間貯蔵施設ロードマップを公表
	11月	11日	汚染対処特措法の「基本方針」を閣議決定
	12月	28日	国が県と双葉郡8市町村に対し施設設置を申し入れ
2012年	1月	11日	放射性物質汚染対処特措法が施行
	3月	26日	国が除染ロードマップを公表
		10日	国が大熊、双葉、楢葉に設置要請
11月	28日	県が建設候補地の現地調査を受け入れ	
2013年	9月	4日	国が中間貯蔵施設等福島現地推進本部を設置
	12月	14日	国が中間貯蔵施設の建設計画と指定廃棄物の最終処分計画を県と4町に提示
2014年	3月	27日	国が候補地を大熊・双葉に集約した新計画を提示
	5月	31日	国の住民説明会開始
	6月	16日	石原環境大臣が「最後は金目」と発言
	7月	28日	国が用地の買収以外に賃貸借も認める方針を示す
	8月	8日	国が総額3010億円の交付金拠出を提示
	30日		県が施設建設を受け入れ
2015年	11月	19日	30年以内の県外最終処分を明記した改正JESCO法が成立
	12月	4日	村井宮城県知事が内堀福島県知事と会談、指定廃棄物の福島受け入れを打診
		16日	大熊町が施設建設を受け入れ
	1月	14日	双葉町が施設建設を受け入れ
2016年	2月	3日	建設予定地で保管場の整備開始
	3月	24日	環境省と福島県、大熊・双葉町が安全協定締結
		13日	施設予定地内の保管場への試験輸送開始
		13日	第1回の環境安全委員会を開催
	12月	4日	県と富岡町・楢葉町が指定廃棄物の最終処分計画を受け入れ
	4月	8日	国が「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」を策定
18日		保管場への本格輸送開始	
5月	23日	自民党が汚染土の保管場として大熊・双葉に町有地の提供を要請	
11月	15日	施設の本体工事を開始	
12月	20日	除染への国費投入を盛り込んだ新指針を閣議決定	

取得などの難航により2年以上ずれ込んだことになる。着工された施設は、廃棄物を運び込んで土壌と草木などを分別する受け入れ・分別施設と容量6万m³の土壌貯蔵施設が両町に1箇所ずつであり、17年1月以降に分別施設の稼働を始め、同年秋ごろに貯蔵施設の運用を開始する見込みとなっている。16年12月15日時点で、中間貯蔵施設への累計搬入量は約15万m³である（環境省、2016d）。

3 問題構造の分析

3.1 被災者の分断と広義の加害

本節では以上の政策枠組みを踏まえ、土地と結びついた人間の復興と民主的合意形成の観点から、現在どのような問題が生じているのかを多面的に分析していきたい。はじめに、中間貯蔵施設の建設計画が被災者の分断を引き起こし、それ自体で新たな加害を生み出していることを指摘する。船橋晴俊は、公害を引き起こすのは健康被害などの直接の加害だけではなく、その後の加害者の言動がもたらす追加的な加害や、被害者が日常生活のなかで直面する苦痛や不利益などの派生的・連鎖的な加害をも含めた、「広義の加害」であるとしている（船橋、2006）。これを踏まえると、ある被災地から別の被災地へと汚染廃棄物を選び込む計画は、被災者間が対立する構図を生じさせやすく、広義の加害を助長してしまう性質を持つことがわかる。

被災者間の分断は、何重にも生じている。第一に、地権者が賠償に加えて用地補償を受けることは、建設予定地の近隣住民とのあいだに不公平感をもたらす、不協和音を生みかねない。地権者にとって、自らが慣れ親しんだ土地の売却は大きな喪失感をもたらす決断であり、交渉で提示される価格も満足できるものではない場合が多い。それだけでも追加的な加害を見出せるのであるが、売却すれば金をもらっている、売却しなければ金額を吊り上げようとしているとの偏見にさらされることで、さらに派生的・随伴的な加害をも被る

ことになる（畠山、2015; cf. 山本、2014; 吉原、2016）。

第二に、仮置きされている汚染廃棄物を早期に運び出して帰還・復興を加速させたい県内の他地域と、廃棄物が運び込まれる中間貯蔵施設の立地地域とのあいだで摩擦が生じやすい（除本、2016: 175-176）。環境省が2012年1月に公表した除染ロードマップでは、地表から剥ぎ取った汚染土などの除染廃棄物は、近隣の仮置き場で3年をめどに一時保管するとされていた（環境省、2012）。しかし中間貯蔵施設の用地取得の遅れなどにより、多くの仮置き場では当初の保管期限を延長するなどして保管を継続している。16年9月末時点で生活圏や山林にある除染廃棄物は1,260万m³、仮置き場は県内全体で1,100箇所、仮置き場にも搬入できず学校や民家周辺などに置かれたままの「現場保管」は14万5,440箇所上る（『河北新報』2016年11月16日付）⁶⁾。仮置き場の長期化もまた被災者への追加的な加害であり、廃棄物を入れた黒いフレキシブルコンテナ（フレコン）が自宅のそばに積み上げられている光景を日常的に目にして、1日でも早く持ち出してほしいと願うのは自然な感情であろう。避難指示が解除されつつある自治体では、廃棄物の搬出が進まないままでは帰還意欲が高まらないと懸念されている⁷⁾。また、帰還を促進するための追加的な除染により発生した低濃度の汚染土についても、中間貯蔵施設へ集約してほしいとの要望が出されるようになっている⁸⁾。自らも被災者であるがゆえのこうした願望は、ときに立地地域が原発の受益者であったとの根強い見方や前述の偏見とも相まって、地権者の早期契約と廃棄物の早期搬入を求める圧力を強める方向へと働いてしまう。

第三の分断線は、福島県外の被災地とのあいだに引かれうる。その対立が顕著に見出せるのは、福島県以外に11都県で発生している指定廃棄物の最終処分をめぐる、「福島集約」論である⁹⁾。指定廃棄物は発生場所に近い民間の農地や、ごみ焼却施設、浄水施設、下水処理施設などで一時的に保管されており、その総量は2015年12月末

時点の12都県合計で約17万トンにおよぶ。そのうち約2.8万トンが福島県を除く他都県で保管されている。福島県内では10万Bq/kgを超える濃度のもは中間貯蔵施設に搬入されるため、8,000～10万Bq/kgの汚染廃棄物について、富岡町にある民間の産業廃棄物処分場（フクシマエコテッククリーンセンター）を国有化した最終処分場（特定廃棄物埋立処分施設）に埋め立てる計画が進められている¹⁰⁾。環境省は、相対的に量の多い宮城・茨城・栃木・群馬・千葉の5県については、「基本方針」に基づき各県に1箇所の最終処分場を建設するとしたが、最終処分場の候補地に選定された地域では、いずれも地元の自治体や住民による猛烈な反対運動が巻き起こっており、現段階で最終処分計画が具体化している地域はない。自らも原発事故の被害者であるとの意識を持つ反対住民には、東電に発生者責任を負わせるため指定廃棄物は福島原発に戻すべきだとの主張が根強く、各県処理を定めた「基本方針」の修正が強く求められている¹¹⁾。反対運動に配慮した宮城県村井嘉浩知事は、14年12月に福島県の内堀雅雄知事と会談した際に5県の指定廃棄物の福島受け入れを打診し、拒否されている。指定廃棄物の福島集約が追加的加害になることは明らかであり、環境省も集約処分を繰り返し否定しているが、30年の中間貯蔵を終えた汚染廃棄物が県外処分を予定されている以上、他県の候補地から見れば、中間貯蔵計画と指定廃棄物の最終処分計画が連動しないと切り切ることはいかならう。こうした対立構図が生み出され、そのなかで各地の被災者が疲弊することは、派生的・随伴的な加害の一例である。

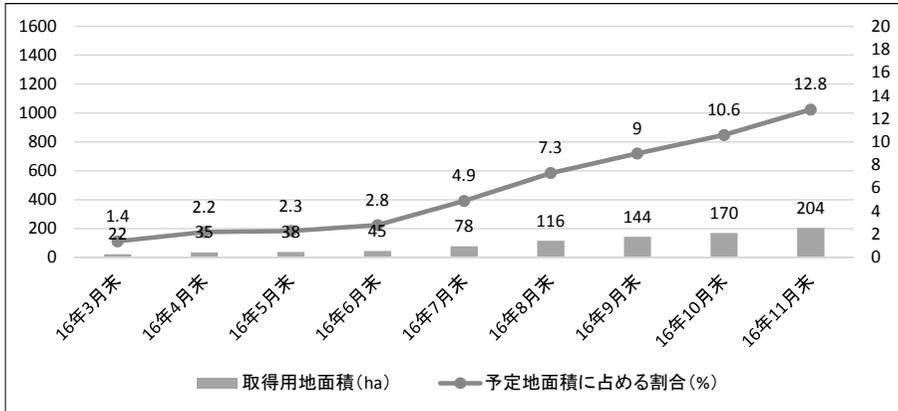
3.2 不信を強化する不透明性

放射性廃棄物の処理は、その保管や処分を引き受ける地域と事業主体のあいだで一定の信頼関係が構築されていることを不可欠の条件とする。だが福島第一原発事故を境に、国や原子力事業者に対する国民の信頼は著しく低下しており、除染や汚染廃棄物処理をめぐるも、住民と事業主体の

あいだで信頼を積み上げにくい状況にある。とりわけ中間貯蔵計画においては、国が将来の見通しを示さない（示せない）ことによる不透明性が人びとの不安を高め、国への不信を強化してしまっている。施設建設そのものに反対している地権者は多くないにもかかわらず用地交渉が滞っていることは、その帰結であろう（cf. 吉原, 2015）。

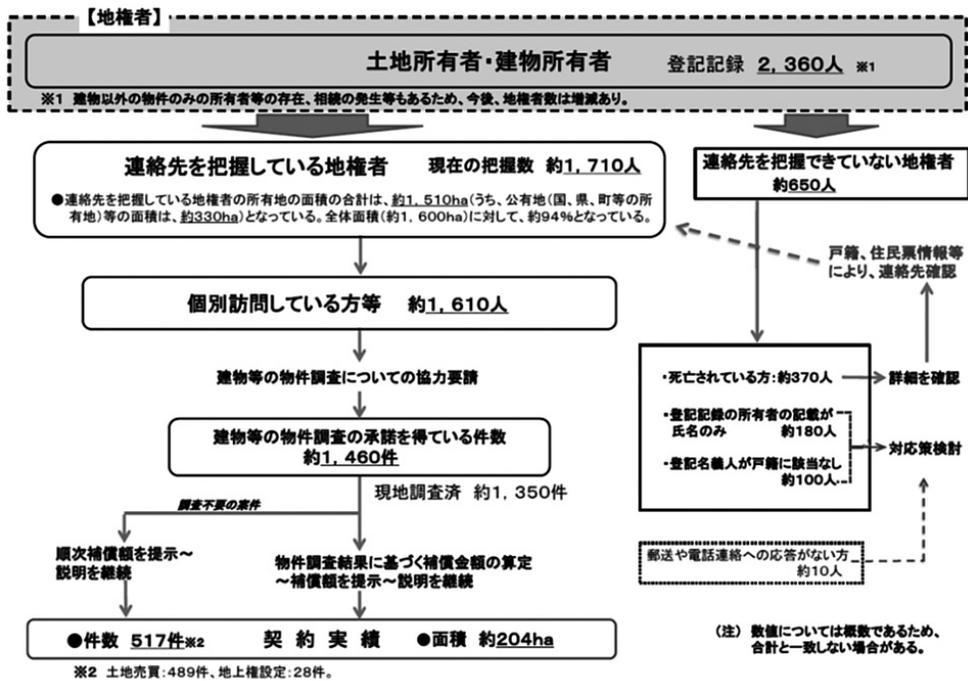
改正JESCO法は、中間貯蔵開始後30年以内に県外で最終処分を完了するために必要な措置を国が講ずると明記しているが、それがどのようなかたちで行なわれるのかは今のところ明らかとなっていない。そのため立地地域「住民」のあいだでは、なしくずしに最終処分地とされてしまうことへの不安が根強い。また、指定廃棄物の最終処分をめぐる紛糾などを背景に、県外の廃棄物が持ち込まれる可能性も危惧されている。国は原子力利用を継続するため、青森県の下北半島に高レベル放射性廃棄物（HLW）の貯蔵施設などの核燃料サイクル施設を集中させつつ、HLWの最終処分地にしないという約束を青森県知事と交わしてきた「実績」がある（船橋ほか, 2012）。将来の見通しが不透明なまま、短期的な除染と帰還を進めるために中間貯蔵を進めるという政策枠組みは、これまでの核燃料サイクル政策と類似した構造を持つ。地権者らは、中間貯蔵後の搬出先の選定や跡地の原状回復に関する具体的な工程表の提示を繰り返し求めているが、後述するように環境省の関心は廃棄物の減容化・再生利用へ向けた研究開発に傾けられており、「住民」のニーズとはすれ違っている。

既に述べたように、国は用地買収のほかに、地権者に所有権を残したまま土地を借り受ける地上権設定の選択肢も示し、地権者との交渉を進めている。用地交渉は2014年9月から本格化されたが、15年8月までの約1年間で売買契約に至ったのは7人のみであった。環境省は用地交渉の加速化を図るため担当者の増員を図っており、16年度は110人体制で交渉に当たっている。16年3月に同省が示した見通しでは、20年度までに確保できる用地は640～1,150ha程度（最大で



出所：環境省「除染情報プラザ」掲載資料より作成

図3 中間貯蔵施設の用地取得状況の推移



出所：環境省「除染情報プラザ」掲載資料より作成

図4 地権者交渉の流れと状況 (2016年11月末時点)

予定地全体の7割)、運びだめる汚染土は500万～1,250万m³程度(最大で予定総量全体の6割)になるとされている(環境省, 2016a)。同省は、亡くなるなどして連絡先不明の650人を除いた地権者のうち約85%の地権者から補償額算定に向けた調査への承諾を得ているが、16年11月末の

時点で土地売買か地上権設定の契約に至った地権者は517人、取得用地面積は204haであり、予定地面積の12.8%にとどまっている(図3、図4)。そもそも不動産取引に詳しくない多くの地権者にとっては、国と個別に交渉すること自体に困難が伴う。そこで2014年12月に発足し地権者

約 100 人が参加する「30 年中間貯蔵施設地権者会」は、16 年 12 月までに環境省と 16 回の団体交渉を行なっているほか、地権者に対する契約書作成や土地価格交渉などの支援を大熊・双葉両町に要望している。立地地域「住民」にとっては県外搬出後の跡地利用が大きな関心事であるが、環境省は跡地の除染などを国の責任で行なうかどうかも確約しておらず、15 年 9 月の団体交渉では、所有者が希望しても原状に復して返還できない場合があるとの見解を示したとされる（『福島民友』2015 年 9 月 7 日付）。同省は、地上権契約での土地の原状回復や返還方法は返還時の所有者と協議して決める方針だが、返すときに相談するのでは本当に返すつもりがあるのか疑わしいと、地権者会は不信を隠さない。借地借家法に基づき 30 年後に貸借契約が更新される可能性を危惧する同会は、土地を原状回復した状態で返してもらえよう、地上権契約書に違約金の条項を盛り込むよう求めた（『福島民報』2015 年 12 月 7 日付）。これに対し環境省は、16 年 9 月の交渉で原状回復できない状況にある場合は補償する考えを初めて示したものの、土地の返還については返還時の地権者と協議する方針を崩していない（『福島民報』2016 年 9 月 16 日付、『朝日新聞』2016 年 11 月 15 日付）。

さらに、今後行なわれる予定の帰還困難区域の除染や追加的な除染などにより、中間貯蔵施設に搬入される廃棄物の量は現在の想定よりも増える見込まれている（環境省、2016a）。国は 2016 年 8 月、帰還困難区域に「復興拠点」を設け、避難指示の解除に向けて除染とインフラ整備を行なう方針を決めた（原子力災害対策本部・復興推進会議、2016）。また 9 月には、国の除染対象外となっていた福島県内の道路の側溝にたまった汚泥について、市町村による撤去を全額国費で支援する方針を示した（復興庁・環境省、2016）。撤去した汚泥は、汚染濃度が 8,000Bq/kg を上回る場合には富岡町の最終処分場または中間貯蔵施設に搬入し、下回った場合には一般の処分場で処理している。このため、中間貯蔵施設に搬入される

廃棄物の実際の総量さえ、現段階では明確な見通しを立てることが難しい。

3.3 技術的合理性の偏重

将来の見通しについて国が最も大きな期待を寄せているのは、減容化と再生利用を通じて、中間貯蔵後に搬出しなければならない廃棄物そのものの量を減らすことである。その関心の所在は、2016 年 4 月に策定された「中間貯蔵除去土壤等の減容・再生利用技術開発戦略」と同戦略の「工程表」によく現われている（図 5）。戦略策定に先立つ 15 年 12 月の中間貯蔵除去土壤等の減容・再生利用技術開発戦略検討会（15 年 7 月設置）で示された試算では、今後の技術開発を前提に、汚染濃度が減衰した大部分の汚染土が建設資材として再利用できるようになるとして、県外最終処分が必要な廃棄物の量は最少で 4 万 m³（最大貯蔵量 2,200 万 m³ の 0.18%）まで減らせる可能性があるとしている¹²⁾。

2016 年 6 月に正式決定された環境省の方針によれば、8,000Bq/kg の基準を下回った汚染土の再生利用は、管理責任が明確になっている全国の公共事業において、長期間掘り返されることがない道路の盛り土など構造基盤の部材に限り、コンクリートなどによる遮蔽を行なった上で、継続的な管理の下に行なうとされている（環境省、2016c）¹³⁾。このため再生資材の自由な流通を認めるものではないとして、原子炉等規制法が廃炉廃棄物を安全に再利用できる基準として定める 100Bq/kg 以下のクリアランス・レベルとの違いが説明されている。しかし、原子力施設内では放射性廃棄物として厳重に管理されるはずの 100Bq/kg を超える物質が、限定的にせよ全国の道路などに活用されることについて、広く国民の理解を求めることは容易ではない（熊本、2016）。

ここでは国が依拠する安全性に関する基準の妥当性は問わないが、仮に基準が十分な技術的合理性を備えているとしても、社会の側が安全性や風評被害に対して抱く危惧は別の問題である。現に、2015 年 9 月から 11 月にかけて NHK が東

		中間貯蔵施設年数(年)									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
		37年度～56年度									
戦略の進捗管理	●国内外の研究・技術開発の現状把握	減容・再生利用技術の現状把握・評価									
	●国内での再生利用技術開発戦略、工程	技術開発戦略の進捗状況のレビュー、精緻化等									
	●海外での再生利用技術開発戦略、工程	研究開発施設の運営方針の検討									
	●中間貯蔵施設内における戦略の見直し、 レビュー、精緻化等	見直し									
1. 減容・再生利用技術の開発	●国内外の研究・技術開発の現状把握	減容・再生利用技術の現状把握・評価									
	●国内での再生利用技術開発戦略、工程	技術開発戦略の進捗状況のレビュー、精緻化等									
	●海外での再生利用技術開発戦略、工程	研究開発施設の運営方針の検討									
	●中間貯蔵施設内における戦略の見直し、 レビュー、精緻化等	見直し									
2. 再生利用の推進	●再生利用の促進方針の策定	再生利用の促進方針の策定									
	●再生利用の促進方針の策定	再生利用の促進方針の策定									
	●再生利用の促進方針の策定	再生利用の促進方針の策定									
	●再生利用の促進方針の策定	再生利用の促進方針の策定									
3. 最終処分方向性の検討	●最終処分方向性の検討	最終処分方向性の検討									
	●最終処分方向性の検討	最終処分方向性の検討									
	●最終処分方向性の検討	最終処分方向性の検討									
	●最終処分方向性の検討	最終処分方向性の検討									
4. 全国的な理解の醸成等	●全国的な理解の醸成等	全国的な理解の醸成等									
	●全国的な理解の醸成等	全国的な理解の醸成等									
	●全国的な理解の醸成等	全国的な理解の醸成等									
	●全国的な理解の醸成等	全国的な理解の醸成等									

出所：環境省「中間貯蔵施設情報サイト」掲載資料より作成

図5 中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略工程表

※中間貯蔵開始後11年目から30年目にかけては、最終処分方向性を明確化し、最終処分地に関する調査検討、調査、最終処分地への搬入等を調査実施していく。

戦略目標

中間目標

日本の自治体を対象に行なったアンケート調査によれば、8,000Bq/kgの基準以下でも住民や処理業者の理解が得られず処分が見送られている廃棄物は、11都県の67市町村で20万トン超に上る¹⁴⁾。汚染濃度の減衰は直ちに解決を導くわけではない。汚染廃棄物の保管・処分にあって必要とされる民主的合意を形成するためには、技術的合理性を偏重することなく、プロセスの透明性や関係自治体および住民との継続的対話を重視し、信頼を積み上げることが不可欠である。

3.4 責任主体の曖昧さと当事者意識の持ちにくさ

ここまでの検討から明らかなように、汚染廃棄物処理の推進に中心的役割を担っているのは国であり、主に環境省であって、原発事故により大規模な環境汚染を引き起こした原因企業である東電の主体的関与はほとんど見出せない。既に述べたように、東電の責任は処理費用の負担というかたちで求められているため、廃棄物処理の前面に現れて何らかの役割を担うことはないのである。だが指定廃棄物の最終処分について見たように、汚染原因者であるはずの東電の果たす役割が見えにくいことは、汚染廃棄物の処理という降ってわいた課題に向き合うことを余儀なくされている自治体や住民の不満を高め、処理に要する合意の形成を難しくしている¹⁵⁾。

その上、東電が負担するとされている費用についても、国が多くを肩代わりしているのが実状である。政府は2013年12月に示した指針により、原発事故の処理費用への国費投入規模を大幅に拡大した(原子力災害対策本部, 2013; 鈴木, 2014: 95-96; 大島・除本, 2014)。事故処理費用のうち賠償と除染、中間貯蔵については国が交付国債を設け、原子力損害賠償支援機構を通じて原資を東電に交付しているが、同指針は国による交付の上限を5兆円から9兆円に引き上げた。このうち除染の事業費用が2.5兆円、中間貯蔵施設の建設・運営などにかかる費用が1.1兆円の見込みである。除染費用は原賠機構が保有する東電の株式を中長期的に売却した利益で回収することとさ

れているが、実現は不透明である。中間貯蔵の費用に関しては、事業期間にわたり国が資金を交付し、電気料金に上乘せされている電源開発促進税で賄うとされた。こうした対処について除本理史は、国が前面に出て事故収束を進めることは「国費の無原則な投入とは異なる」として、「対策の実施主体と、費用を負担すべき主体とは、区別しなければならない」と主張する。東電の責任で負担すべき除染に国費を充てるのは、「東電の責任を免除することに等しい」からである(除本, 2014: 82)¹⁶⁾。

さらに2016年12月になって、経済産業省の東電改革・1F問題委員会で、事故処理費用の総額がこれまで想定していた11兆円から21.5兆円に倍増するとの見積もりが示された(経済産業省, 2016; 東京電力改革・1F問題委員会, 2016)。除染は2.5兆円から4兆円に、中間貯蔵施設の整備費用は1.1兆円から1.6兆円にそれぞれ膨らむことになるが、政府は交付国債枠を従来の9兆円から13.5兆円に引き上げて対応するとしている。同じ12月には、こうした見積もりと同時に、帰還困難区域での除染は国の負担により実施し東電に求償しないことを盛り込んだ、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」が新たに閣議決定された。これにより、汚染原因者である東電が費用負担を通じて汚染廃棄物処理の責任を果たすという放射性物質汚染対処特措法の枠組みは、ますます実態と乖離することとなった¹⁷⁾。広義の加害が拡大しつづけるなかで、加害者である東電の責任が一層曖昧にされていくことは、さらに被災者の苦痛を強めるだろう。

他方で、もっぱら国や東電の責任ばかりを強調することには、汚染廃棄物処理という問題の解決に自らも積極的に取り組もうと考えるような当事者意識を持ちにくい社会環境を生んでしまう面があることも、同時に指摘しておきたい。そもそも汚染廃棄物の処理は、排出側の意識も広く共有されている家庭系廃棄物とは異なり、身近な地域が保管場所や処分候補地になっていない人びとにとっては、当事者意識を持ちにくい問題である。

東電管内の電力使用者であれば本来無関係とは言えないが、あくまでも地権者や、「福島」など特定地域の問題として扱われてしまいがちになる。だが、中間貯蔵後の県外処分や再生利用、指定廃棄物の最終処分などを考え合わせれば、この問題が福島にとどまらない広がりを持つことは明らかである。また、2015年5月にはHLW最終処分場立地の候補地域を国が直接選定する新たな方針が閣議決定されており、現在は専門の見地から「科学的有望地」の選定が進められている最中である。さらに、全国各地の原発で使用済み核燃料の貯蔵能力が限界に近づいていることから、新たな中間貯蔵施設の建設が計画されており、老朽化した原発の廃炉廃棄物の処理も課題に浮上している。こうしたことから、放射性廃棄物の保管や処分が被災地だけの問題でないことも強調しておく必要がある。汚染廃棄物への対処を局地的・一時的な問題と捉えるのではなく、放射性廃棄物の処理という普遍性を持つ問題として社会的関心を喚起し、その解決へのコミットメントを広く共有していくことが、被災者間の分断や広義の加害の拡大を抑制するために重要であると考えられる。

4 民主的合意の形成へ向けて

4.1 多段階プロセスと広域協議

ここまでの議論により、汚染廃棄物をめぐる合意形成を阻んでいる複数の要因が明らかとなった。現行の政策枠組みに伴う問題構造に対して適切な修正を施さなければ、民主的合意に基づいて汚染廃棄物の処理に取り組むことができず、被災地の再生（土地と結びついた人間の復興）へ近づくことは難しくなるだろう。そこで本節では、日本学術会議が2014年9月に公表したHLWの処理をめぐる社会的合意に関する「報告」に示された考え方を参考に（日本学術会議，2014）、汚染廃棄物への対処に関する合意形成を促進するため、公論喚起と広域協議の枠組みを整備する必要があることを主張したい。

同報告は、日本学術会議が原子力委員会の審議

依頼を受けて2012年9月にまとめた「回答」で提唱した、HLWの「暫定保管」政策の具体化に向けた社会的合意形成を進めるための考え方を示したものである¹⁸⁾。その主たる指摘の1つは、まず政策を推進する前段階において、政策案の選択の幅として何を「変えられないもの」と考え、何を「変えてもよいもの」と考えるべきかについて、政策論議の参加者が判断を共有する必要があるというものである。すなわち、はじめに「変えられないもの」として一般的・抽象的なレベルでの規範的原則に合意した上で、「変えてもよいもの」として個別的・具体的レベルでの判断についての合意を探っていくべきだとする。同報告はHLWへの対処について、①安全性を最優先すべきこと、②国内のどこかに施設建設が必要なこと、③現在の世代が対処すべきこと、④地域間における受益と負担が公平であるべきこと、⑤施設建設には地域住民や自治体の同意が必要であることなどは、広範な合意が可能だとしており、これら最も一般的な原則について、全国知事会などの地域代表団体の合意を得たのちに、施設の具体的立地点を選定する段階に進むべきだとする。そして特定地域での立地点選定に先立っては、選定手続きや建設・管理に際する条件（建設の承認手続き、住民参加の方式、情報公開の仕組みなど）などの、より具体的な原則について、当該地域の自治体や市民団体代表などの合意が必要だとする。さらに、実際に候補地の調査や立地点の決定を行なうにあたっては、候補自治体および地域住民の広範な合意を条件とすべきであると主張する。

このような多段階の合意形成は、技術的合理性に偏することなく社会的合意の形成を促進するために必要とされるプロセスであり、原発事故により発生した汚染廃棄物の処理についても共通して重要となる考え方を含んでいる。第一に、政策の推進に先立って利害関係主体のあいだで前提を共有することは、問題解決に対する当事者意識を高めるとともに、相互信頼の基盤となる点で、大きな意義を持つ。汚染廃棄物処理においても、廃棄物を国内のどこかで保管・処分しなければならな

いことや、処理を行なうにあたって安全性と公平性が確保されるべきこと、処理を行なう施設の立地地域「住民」を中心とした利害関係主体による同意が不可欠であることは、一般的な前提として共有が可能であろう。第二に、前の段階での合意を次の段階へ進む条件とすることは、結論ありきに陥らず、相互信頼を積み上げる丁寧な合意形成の進展を期待できる点で重要である。指定廃棄物をめぐる紛糾に見られるように、迅速な対処の必要性などを理由に予め固定された枠組みに基づく政策推進を急ぐことは、候補地の自治体や住民との摩擦を生じさせ、合意形成が暗礁に乗り上げる結果を招くことで、かえって迅速な対処を困難にしやすい。

中間貯蔵計画や指定廃棄物の最終処分計画が広義の加害を拡大させている背景には、事前に広範な議論を伴っていない汚染廃棄物処理の枠組みが、いったん決められたことを理由に「変えられないもの」であるかのように政策推進の前提にされてしまっている状況がある。だが実際には、発生都道府県内での処分などを定めた「基本方針」には多くの批判があり、国が依拠する安全性基準の妥当性も争われている。また、中間貯蔵は福島の問題、指定廃棄物は各県の問題などと、別個として政策対応が推進されることで、実際には一体的な課題である汚染廃棄物の処理一般について、そのリスクと負担に関する議論が広がりにくい社会環境が生じてしまっている。指定廃棄物については既に独自の対応が進んでいる県もあるが、今後予定されている中間貯蔵後の県外搬出や再生利用を念頭に置いたら、汚染廃棄物処理一般に基づくべき原則について、改めて広範な社会的合意を形成する必要があるだろう。その方策としては、まず討論型世論調査などの市民参加手法を用いることにより、汚染廃棄物処理に対する社会的関心と公論を喚起し、安全基準や処理枠組みの妥当性、国や東電が果たすべき責任をも含めて、議論を拡大していくべきであろう。また同時に、汚染廃棄物処理に直面する都道県で構成される会議体を設け、汚染廃棄物の処分や再生利用のために要する

合意を形成するため、広域の協議を行なっていくことも必要と考えられる。

中間貯蔵計画に関する合意形成は、本来こうした広範な社会的合意の形成努力を前提にして取り組まれるべきものである。中間貯蔵後の汚染廃棄物の処分について議論が先送りにされている限り、立地地域が抱く不安や不信は解消されず、用地交渉が加速化されないだけでなく、他地域との分断も一層深まるおそれがある。大熊・双葉や福島だけの問題と捉えず広域で取り組む姿勢を明確にすることで、はじめて具体的な処理施策を進めるための相互信頼を積み上げることができるだろう。このような手法は、環境省が示している前述の「工程表」とも、必ずしも矛盾しないはずである。

4.2 環境安全委員会の活用

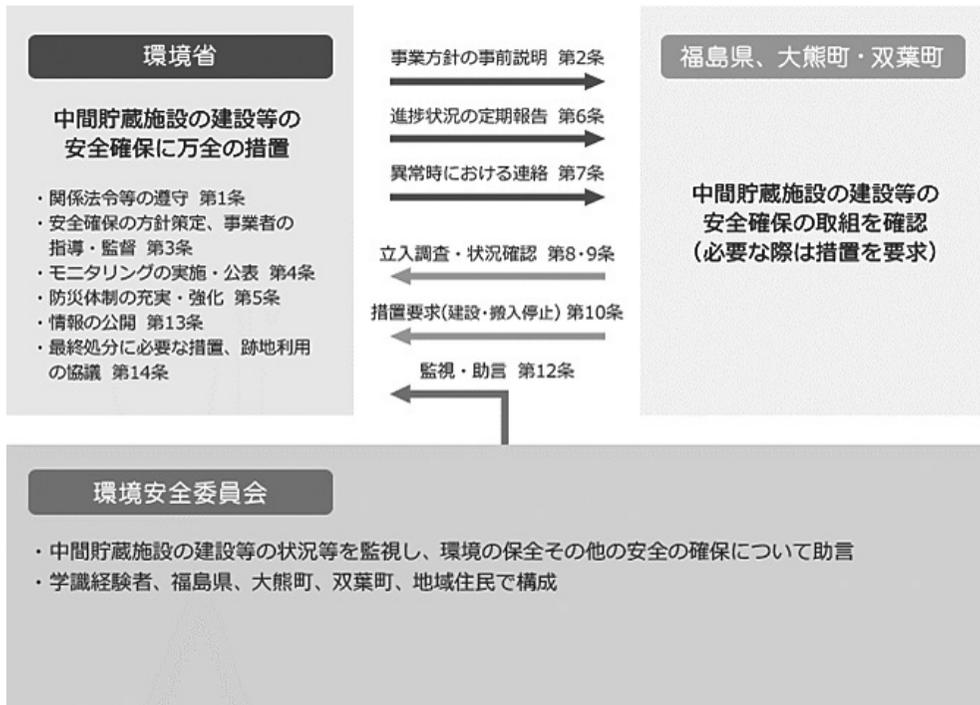
さて、たとえ公論喚起や広域協議を通じて社会的合意が形成されうるとしても、より近隣の地域における「住民」間での幅広い合意を得られない限り、施設の建設・運営は民主的に正統化しがたい。この点で重要な役割を果たしうるのが、施設の安全確保などに関して環境省、福島県、大熊・双葉両町が締結した三者協定に基づき、立地地域における協議の場として制度化されている、「中間貯蔵施設環境安全委員会」である。同協定は、県と両町が施設の建設・運営や県外最終処分までの具体的な工程表の進捗状況などについて環境省から定期的な報告を受けるとともに、必要に応じて施設への立入調査や改善措置要求、改善されるまでの建設・搬入の停止要求などを行なえるとしている。環境安全委員会は、こうした監視・監督および施設周辺の環境保全・安全確保に関する助言などを行なう目的で、協定が設置を定めた組織であり、学識経験者2名、県と両町の担当職員各2名のほか、両町が指名した住民各4名を委員として、2015年4月から16年11月までに郡山市などで計6回の会合を行なっている¹⁹⁾。施設の建設・運営などに関する立地地域「住民」の意思を反映するための枠組みとして、同委員会の積極的な活

用を図ることは、合意形成を促進しうるだろう。

ただし、活用にあたっては役割を適切に限定することも重要になってくる。環境安全委員会の設置要綱では、施設へ運び込まれる廃棄物の収集および運搬の状況や、国民理解の促進および住民との信頼関係の確保などについても環境省の報告を受け、監視・助言を行なうと定めている。実際に委員会では、主に行政区長や町議会議員などが務めている住民委員からの質問に環境省職員が答えるかたちで、廃棄物の仮置きや運搬の状況、安全確保の対策、作業員の労働環境、周辺住民への配慮など、多岐にわたる論点が討議されている。こうした取り組み自体は貴重だが、施設へ運び込むまでの廃棄物の管理は他の県内市町村もかかわる問題であるため、利害関係主体の合意形成という観点から捉えると、一連の討議が大熊・双葉両町の委員を中心とする場で行なわれていることの妥当性は疑問である。既述の通り、廃棄物の仮置き

が当初の保管期限を超えて長期化しているため、県内各所にあるフレコンや保管場所の安全性には懸念が生じており、会計検査院が環境省に是正処置を要求する事態となっている（会計検査院, 2016）。また、施設への輸送が本格化するにしたがって、輸送経路にあたる市町村では廃棄物を積んだ大型車両の交通量が急増しつつあるため、沿道の住民には不安が広がっている。このような実情を踏まえると、一時保管・現場保管や輸送に関する安全確保などをめぐっては、環境安全委員会の枠組みとは別に、環境省と県、関係市町村（および、その住民）が検討・協議を行なう場を新たに設けるべきであると考えられる。

これに対して立地地域の環境安全委員会が果たすべき固有の役割は、地域の将来像を描くことに見出すべきであろう。三者協定は「中間貯蔵施設の敷地の跡地が地域の振興及び発展のために利用されるよう、協議を行う」と定めており（協定



出所：環境省「中間貯蔵施設情報サイト」より作成

図 6 安全確保等に関する三者協定と環境安全委員会

書 14 条 5)、跡地利用に関する協議もまた、環境安全委員会を主要な場として行なわれることになる。施設用地には町に戻らない人の土地も含まれているが、跡地利用のあり方は地域全体にかかわってくるため、地権者だけの問題とは言えない。「住民」が中間貯蔵施設を抱えつつ地域の将来像を主体的に描いていくためには、住民委員が参加する環境安全委員会の活用により国や県と直接協議を重ねていくことが、大きな意義を持つだろう。委員会の組織・運営に関する事項などは必要に応じてその都度協議して定めることになっており(協定書 12 条 3、設置要綱第 6 の 3)、その構成や機能は柔軟に変更していくことも可能である。したがって、たとえば現在は委員会での位置づけがない東電が立地地域の再生において果たすべき役割についても、新たに検討を加えていく選択肢はありうる。また、住民委員の選出や「住民」からの意思伝達の方法など、委員会の代表性についても改善を図っていく余地がある²⁰⁾。これらは、「住民」の主体的な合意に基づく立地地域の再生へ向けて、検討を重ねていくべき課題である。

5 おわりに

本稿では、汚染廃棄物処理政策の枠組みと中間貯蔵計画の進展状況を整理するとともに、その問題構造を分析し、民主的合意形成に基づく汚染廃棄物処理のために必要な考え方を提示した。中間貯蔵施設の立地地域を超えた広域での協議枠組みや、環境安全委員会の枠組みを積極的に機能させるための条件については、十分な検討や具体的提案を行なえたわけではない。それでも、現行の問題構造の下で今後さらに顕在化してくるだろう困難の把握と対処のために、一定の意義を持つ指摘は為しえたと考える。繰り返しになるが、その発生原因や汚染濃度はさまざまであっても、何らかの放射性廃棄物の保管や処分を求められる地域は、これからも全国で現れてくる。汚染廃棄物を抱える被災地の問題が、福島だけの問題でも東日本だけの問題でもないことを、改めて明確に認識

しなければならない。最後に、こうした一般の問題としての認識も踏まえ、放射性廃棄物を抱えながら再生を目指す被災地について、さらに検討を要する課題の所在に簡単に触れ、本稿のむすびとしたい。

原発事故被災地の再生にあたって長期的な理想となるのは、過去の原子力施設立地地域に見られるような地域外の主体が主導する外来型・従属型の開発に陥らず(船橋ほか, 2012)、地域内の主体による自己決定を通じて文化や環境を保全しつつ地元の資源を生かすような、持続可能で内発的な発展を目指すことであろう(西城戸, 2015: 216-218; 除本, 2016: 6-7)。だが、事故炉や汚染廃棄物を抱えつつける被災地について言えば、その再生を内発的発展として展望することは容易でない。一般に放射性廃棄物は地域外から人為的または事後的にもたらされたものであり、その保管や処分を進める主体も主に地域外から訪れるため、その出発点から必然的に外部の力が介在している。放射性廃棄物の保管・処分にあたる事業が地域への経済的・社会的影響を及ぼしつつけるなら、地元主導による内発的発展は困難になることが予想される。そこで 1 つのヒントになりうるのは、過度に内発性を重視するよりも、地域外から働く力を利用し、地域内と地域外の相互作用や双方の資源を地元が主体的に統御できる広範な能力の向上を重視すべきとする、「ネオ内発的発展論」の考え方である(西城戸, 2015: 219-222)。「住民」を中心とする地域の利害関係主体が参加する協議体を通じて放射性廃棄物への対処に関する意思決定を統御できる限り、放射性廃棄物を抱えつつ地域の持続可能で内発的な発展を追求していくことは不可能でない。むしろ、その際には国や加害企業の責任ある関与の方法も重要な論点となっていくだろう。

ただし、土地と結びついた人間の復興へ向けては、必ずしもその地域に居住するわけではない人びとも含めた「住民」が協働して地域の将来像を描いていくことになるため、単なる発展だけではなく、その地域にかかわりつつける理由、人びと

を結びつける地域の集合的アイデンティティも求められてくる。何らかのかたちで放射性廃棄物を内部に抱えつづける地域では、その事態の持つ意味がどのように捉えられ、どのように「住民」としてのアイデンティティのなかに位置づけられることになるのだろうか。原発事故被災がもたらしたものを考えるなら、はかり知れない価値が失われてしまったことの反面で、放射性廃棄物の存在は莫大な負の遺産としか映らないように思える。だが水俣病公害においては、地域にとって「強烈なマイナスの個性」であった水俣病を、時間をかけた対話の継続によって地域の軌跡を物語る代えがたい価値と積極的に捉えなおし、その価値を地域づくりの軸として共有する「もやい直し」のプロセスが知られている（除本，2016：5章）。このプロセスは、新たな世代など担い手の構成の変化を伴うことで、地域づくりの主体をも形成していくという。

言うまでもなく、このような価値転換の共有は長期にわたるコミュニケーションの実践を通じて初めて可能性を見出しうるものであり、同様の試みを原発事故被災地にも適用しうるとの展望を軽率に語ることはできない。日常生活に隣接して存在しつづける放射性廃棄物を、「再生の物語」を紡ぐための具象として捉えなおせるとは想像しにくいかもしれない。あるいはまた、そうした価値転換の可能性が、新たな迷惑施設の立地受け入れを迫る操作的レトリックに逆用されることへの警戒を怠るべきではないだろう。とはいえ、廃棄物は特定の土地に置かれる必要がある以上、その土地と結びついた「住民」が放射性廃棄物の存在にどのように積極的な性格づけを与えることができるか、その積極性を持続可能で内発的な発展と両立させられるかは、今後ますます検討を深めていかなければならない課題である。こうした難問を見据えれば、「住民」主導の合意に基づく汚染廃棄物処理の手続きを実現することは、あくまでも長い道のりの小さな一歩にとどまる。しかしそれは、確かに再生へと向かうために欠かすべきでないステップである。

注

- 1) 福島第一原発事故により発生した放射性廃棄物は、本稿で採り上げるもの以外にも、核燃料デブリや汚染水、廃炉廃棄物など多岐にわたる（吉岡，2015；原子力市民委員会，2015）。なかでも汚染水の処理は国際的影響が大きく、短期的な政治課題にもなっている（濱田，2015；齊藤，2015：296-307）。
- 2) 脱領域的な影響をもたらす政治的決定の民主的正統化における利害関係主体の地位について、規範的政治理論の観点から検討を加えたものとして、松尾（2016）を参照。
- 3) 国による汚染廃棄物処理政策の枠組みと中間貯蔵計画の全般について、環境省の「除染情報サイト」（<http://josen.env.go.jp/>）、「中間貯蔵施設情報サイト」（<http://josen.env.go.jp/chukanchozou/>）、「除染情報プラザ」（<http://josen-plaza.env.go.jp/>）、「放射性物質汚染廃棄物処理情報サイト」（<http://shiteihaiki.env.go.jp/>）の各サイトを参照した。また本稿全体の内容にわたって、新聞各紙のオンライン版またはオンライン・データベースに基づき、関連の報道を参照している。
- 4) 除染政策について検討を加えたものとして、磯野（2015）；田中（2016）；伊藤（2016）を参照。なお、国は除染によって生じた土壌などを廃棄物と区別しているが、本稿ではまとめて廃棄物と呼ぶ。
- 5) こうした方針は、高濃度の汚泥が発生していることを受けて原子力安全委員会が2011年6月3日に通知した「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について」に基づく（環境省，2011b）。6月16日には、8,000Bq/kg以下の汚泥は管理型処分場並みの施設で埋め立てが可能、10万Bq/kg以下でも長期的な管理を検討した上で埋め立て処分が可能とする旨を、原子力災害対策本部が通知している（原子力災害対策本部，2011；杉本，2012：70-71）。環境省は、市町村の一般廃棄物焼却施設の焼却灰から放射性セシウムが検出されたことを受け、6月28日の通知で8,000Bq/kg以下の焼却灰は市町村の管理型最終処分場への埋め立てを認めるとした（環境省，2011c；杉本，2012：93）。また、放射性物質汚染対処特措法が成立後の8月31日には、8,000～10万Bq/kgの焼却灰については、公共用水域や地下水の汚染防止対策を講じた上で管理型最終処分場へ埋め立てるなどの方針を示した（環境省，2011d）。
- 6) 自民党と公明党の東日本大震災復興加速化本部が2016年8月にまとめた第6次提言では、東京

- 五輪のある2020年度までに、学校や住宅など身近な場所に置かれている汚染土は中間貯蔵施設へ搬出するなどとしている（自由民主党・公明党、2016）。環境省は、18~19年度にかけて大熊・双葉両町に常磐自動車道のインターチェンジが整備され輸送量が急増するとの試算から、20年度までに生活圏の廃棄物が全て撤去可能になると見込む（環境省、2016a）。
- 7) 楢葉町は2015年9月に避難指示が解除された。川内村は16年6月に全域で、葛尾村は同じ6月、南相馬市は7月に、帰還困難区域を除き避難指示が解除された。飯館村は17年3月までの解除を予定しており、浪江町や富岡町も17年春の帰還開始を目指す。避難指示解除後も帰還がためらわれている理由の1つには、もはや事故前と同様の生活は送れなくなったという現実がある（除本、2016: 37-38, 43）。たとえば農村部では住居と密接した山林の恵みが重要なサブシステムの一部を構成しているが、国は森林の除染について消極的な姿勢を崩していない（本特集の早尻論文を参照）。仮に大規模な森林除染を行なう場合には、除染廃棄物の保管や搬出、処理という問題を避けることができず、ここで指摘する摩擦も一層強まる可能性がある。
 - 8) 復興庁と環境省が2016年10月7日に福島市で開いた、側溝汚泥の処分費用補助に関する自治体向け説明会では、一部自治体から低濃度の汚泥の中間貯蔵施設への搬出の要望があったことについて、8,000Bq/kg以下の汚泥は一般の最終処分場で処理する方針が改めて示されたこととされる（『河北新報』2016年10月8日付）。
 - 9) 指定廃棄物をめぐる比較的最近の動向に関して、杉本（2015）；津川（2016）などを参照。
 - 10) 国は2013年12月に最終処分計画を町側に申し入れている。15年11月に丸川珠代環境大臣（当時）が地域振興策と安全対策を提示したことを受け、12月に福島県と富岡町、搬入路のある楢葉町が計画の受け入れを表明した。16年4月に施設を国有化した国は、6月に県および富岡・楢葉両町と安全協定を締結し、12月には富岡町にある2つの地元行政区とも安全協定を結んだ。楢葉町の地元行政区は反対の姿勢を示しており、搬入開始時期は決まっていない。
 - 11) 候補地がある栃木県塩谷町の見形和久町長は、2014年11月の指定廃棄物をめぐる第6回の栃木県市町村長会議で、汚染を拡散させないためとして、福島第一原発周辺に処分場を設置して集約処理するべきだと主張した。同じく候補地に選定されている宮城県加美町の猪股洋文町長は、15年12月に開かれた第8回の宮城県市町村長会議において、福島県飯館村の仮設焼却施設で指定廃棄物を減容化した上で、福島第一原発の敷地内で処分することを提案した。
 - 12) 2016年12月の検討会では、除染に携わる企業などで構成する除染・廃棄物技術協議会が、2.7万㎡まで最終処分量を減らせるとする異なる試算を示した（除染・廃棄物技術協議会、2016）。
 - 13) 環境省は、汚染濃度が低い土壌の再生利用に向けた実証試験を2017年3月から南相馬市で行なうとして、16年12月から施設整備に着手した。平均2,000Bq/kg程度の汚染土を資材化して盛り土を造成し、空間放射線量、作業員の被ばく線量、降雨や風の影響などを把握する。
 - 14) 「原発事故未処分ゴミ大量に判明」『NHK 首都圏NEWS WEB』2015年11月21日（2015年11月23日参照、<http://www.nhk.or.jp/shutoken-news/20151121/3653711.html>）。
 - 15) 指定廃棄物の福島集約論などには、汚染廃棄物は東電の産業廃棄物であるから東電が自ら処理すべきであるとの論理が見られる。汚染廃棄物を産廃として扱うべきかの議論は別にしても、東電の側に発生責任者としての意識が希薄なことは否定できない。その背景には、原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）に基づき、東電が原発事故の損害賠償に無過失責任を負うとされたことで、結果として事故にかかわる故意や過失を正面から問われなかったために、加害者としての責任を深刻に受け止めないことが助長された面があるだろう（除本、2013: 6-7）。加害責任を自覚する機会が乏しければ、東電から見た汚染廃棄物は、あくまでも災害がもたらしたごみでしかない。汚染廃棄物処理の政策形成過程は十分に明らかになっているとは言えないが、並行して形成された災害廃棄物処理の枠組みとの連動が見られる（本特集の清原論文も参照）。阪神・淡路大震災の際に廃棄物行政を所管していた厚生省は、震災がれきを家庭系廃棄物と同じ一般廃棄物の扱いとした。東日本大震災後の環境省はこれにならい、災害廃棄物は産廃ではなく一般廃棄物であるとして処理を市町村の責任とした上で、国は財政措置を行なうこととした（環境省、2011a；杉本、2012: 57, 71-72）。中間貯蔵施設や指定廃棄物の処理は国の責任で行なわれる事業であるが、環境省は「基本方針」が定める各県処理の原則にこだわり、広域的な処理の可能性を繰り返し否定してきた。「基本方針」の策定過程では、処理が各都道府県内において量的に可能である根拠が示されていないとして、国土交通省が修正を要求していたとの指摘も

- ある（杉本，2012: 129）。
- 16) 加害者が被害補償の責任を果たしているようで、その実態は費用負担の原資が国から出ることになっており、さらに電気料金や税金を通じて負担が国民に転嫁されていく構造は、東電のみならず国の責任も曖昧にする（除本，2013: 54; 除本，2016: 106-108）。国は原子力政策を推進してきた「社会的責任」を認めているものの、原発事故被害に対する責任を認めておらず、被害補償に対する国費負担に基づく根拠を明確にしていない（大島・除本，2014）。除本は、このような原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づくスキームを、「東電と国の責任逃れが、コインの表と裏のように一体化した仕組み」と評している（除本，2014: 82）。
 - 17) 環境省は、帰還困難区域の除染は放射性物質汚染対処特措法ではなく、福島復興再生特措法に基づく対応となるとして、国費で事業を実施することに矛盾はないとの見解を示している（『河北新報』2016年12月16日付）。
 - 18) この報告も踏まえ、2015年4月には暫定保管の具体化を図るための方策を技術的・社会的観点から示した「提言」が公表されたが（日本学術会議，2015）、政府はこれをほとんど顧慮しないまま、5月に前述の閣議決定を行なった。
 - 19) 「中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する協定書」2015年2月25日（http://josen.env.go.jp/chukanchozou/action/acceptance_request/pdf/agreement_150225.pdf）。「中間貯蔵施設環境安全委員会設置要綱」（http://josen.env.go.jp/chukanchozou/action/safety_commission/pdf/safety_commission_01_01.pdf）。各回の議事録と配布資料は「中間貯蔵施設情報サイト」で公開されている（http://josen.env.go.jp/chukanchozou/action/safety_commission/）。なお、当初は環境省が委員会の事務局を務めていたが、委員の意見を受けて設置要綱が改正され、第4回から事務局が県に交代するとともに、環境省は必要な協力を行なう立場へ位置づけ直されることとなった。
 - 20) 跡地利用に関心を持つ「住民」は今後も避難生活を送ることになるため、その意思反映を適切に行なう方法は長期にわたって問題でありつづける。避難先での生活基盤を安定させつつ、避難元での自治の主体としての地位を保障するためには、「二重の住民登録」を通じて「住民」の位置づけを明確にするべきだろう（今井，2015）。その上で、「住民」と自治体との対話の場を豊富化していくことが求められる。

引用文献

- 安部慶三，2015，「放射性物質による環境汚染防止に関する法制度の現状と課題—放射性物質汚染対処特措法を中心として」『立法と調査』360: 145-152。
- 磯野弥生，2015，「除染と「健康に生きる権利」」除本理史・渡辺淑彦編『原発災害はなぜ不均等な復興をもたらすのか—福島事故から「人間の復興」、地域再生へ』ミネルヴァ書房，12章。
- 伊藤康，2016，「除染の費用対効果」植田和弘編『大震災に学ぶ社会科学 5巻 被害・費用の包括的把握』東洋経済新報社，6章。
- 今井照，2015，「原発災害避難から考える多重市民権」『学術の動向』20(4): 18-24。
- ，2016a，「『住民』の再定義から始めよう—原発被災地における凍結型復興（通い復興）の提言」『地方議会人』46(10): 16-20。
- ，2016b，「原発災害避難者の実態調査（5次）」『自治総研』450: 1-33。
- 大迫政浩，2012，「放射性物質汚染廃棄物の処理処分システムの安全性」『資源環境対策』48(2): 26-38。
- 大島堅一・除本理史，2014，「福島原発事故のコストを誰が負担するのか—再稼働の動きのもとで進行する責任の曖昧化と東電救済」『環境と公害』44(1): 4-10。
- 大塚直，2013，「放射性物質による汚染と回復」『環境法政策学会誌』16: 15-35。
- 大塚直，2015，「福島第1原発事故と環境法」日本エネルギー法研究所編『震災後の放射性物質に関する法政策及び国内外の環境訴訟の検討—平成23・24年度環境に関する法的問題検討班研究報告書』，3-21。
- 岡田知弘・自治体問題研究所編，2013，『震災復興と自治体—「人間の復興」へのみち』自治体研究社。
- 会計検査院，2016，「除染事業等における仮置場の整備について」2016年10月20日（http://www.jbaudit.go.jp/pr/kensa/result/28/pdf/281020_zenbun_03.pdf）。
- 金子和裕・天池恭子，2011，「福島原発事故の放射性物質による環境汚染への対処—放射性物質汚染対処特措法案の成立と国会論議」『立法と調査』322: 48-56。
- 環境省，2011a，「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」2011年5月16日（https://www.env.go.jp/jishin/attach/haiki_masterplan.pdf）。
- ，2011b，「福島県内の災害廃棄物の処理の方針」2011年6月23日（<https://www.env.go.jp/>）

- jishin/attach/fukushima_hoshin110623.pdf).
- , 2011c, 「一般廃棄物焼却施設における焼却灰の測定及び当面の取扱いについて」2011年6月28日 (<https://www.env.go.jp/jishin/attach/memo20110628.pdf>).
- , 2011d, 「8,000Bq/kgを超え100,000Bq/kg以下の焼却灰等の処分方法に関する方針」2011年8月31日 (<http://www.env.go.jp/press/files/jp/18171.pdf>).
- , 2011e, 「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」2011年10月29日 (https://www.env.go.jp/jishin/rmp/attach/roadmap111029_a-0.pdf).
- , 2012, 「除染特別地域における除染の方針(除染ロードマップ)について」2012年1月26日 (<http://www.env.go.jp/press/files/jp/19091.pdf>).
- , 2014, 「中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る基本計画」2014年11月14日 (http://josen.env.go.jp/chukanchozou/action/transportation_advisory_committee/pdf/transportation_141114.pdf).
- , 2016a, 「中間貯蔵施設に係る「当面5年間の見通し」」2016年3月27日 (http://josen.env.go.jp/chukanchozou/action/acceptance_request/pdf/correspondence_160327_01.pdf).
- , 2016b, 「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」2016年4月8日 (http://josen.env.go.jp/chukanchozou/facility/effort/investigative_commission/pdf/investigative_commission_text.pdf).
- , 2016c, 「再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方について」2016年6月30日 (http://josen.env.go.jp/chukanchozou/facility/effort/investigative_commission/pdf/investigative_commission_160630.pdf).
- , 2016d, 「中間貯蔵施設の整備について」環境回復検討会(第17回・資料6), 2016年12月20日 (http://josen.env.go.jp/material/session/pdf/017/mat06_01.pdf).
- 北村喜宣, 2012, 「環境法入門 第16回 環境法各論 廃棄物処理法制(3)」『法学教室』382: 94-103.
- 北村喜宣, 2015, 「東日本大震災と廃棄物対策」日本エネルギー法研究所編『震災後の放射性物質に関する法政策及び国内外の環境訴訟の検討』, 23-37.
- 熊本一規, 2016, 「除染土の公共事業利用は放射能拡散・東電免責につながる」『月刊廃棄物』2016(9): 42-45.
- 経済産業省, 2016, 「福島事故及びこれに関連する確保すべき資金の全体像と東電と国の役割分担」東京電力改革・1F問題委員会(第6回・参考資料), 2016年12月9日 (http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/energy_environment/touden_1f/pdf/006_s01_00.pdf).
- 原子力災害対策本部, 2011, 「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」2011年6月16日 (<http://www.mlit.go.jp/common/000147621.pdf>).
- , 2013, 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」2013年12月20日 (http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/pdf/131220_hontai.pdf).
- 原子力災害対策本部・復興推進会議, 2016, 「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」2016年8月31日 (http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu/pdf/2016/0831_01.pdf).
- 原子力市民委員会, 2015, 「核廃棄物管理・処分政策のあり方」2015年12月25日.
- 小寺正一, 2012, 「放射性物質の除染と汚染廃棄物処理の課題—福島第一原発事故とその影響・対策」『調査と情報』743: 1-13.
- 齊藤誠, 2015, 「震災復興の政治経済学—津波被災と原発危機の分離と交錯」日本評論社.
- 自由民主党・公明党, 2016, 『東日本大震災 復興加速化のための第6次提言—復興・創生への道筋を明示』2016年8月24日 (http://jimn.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/132939_1.pdf).
- 除染・廃棄物技術協議会, 2016, 「減容・再生利用の物質収支に関する試算概要」中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会(第5回・資料3-2), 2016年12月12日 (http://josen.env.go.jp/chukanchozou/facility/effort/investigative_commission/pdf/proceedings_161212_03_02.pdf).
- 杉浦雅一, 2014, 「中間貯蔵施設の供用開始に向けた政府方針の法制化—日本環境安全事業株式会社法改正案」『立法と調査』359: 32-43.
- 杉本裕明, 2012, 『環境省の大罪』PHP研究所.
- , 2015, 「行き詰まった汚染廃棄物の処分—最終処分場より、暫定保管を」『世界』871: 242-252.
- 鈴木良典, 2014, 「放射性物質の除染と汚染廃棄物処理」『レファレンス』64(12): 77-96.
- 田中良弘, 2014, 「放射性物質汚染対処特措法の立法経緯と環境法上の問題点」『一橋法学』13(1): 263-298.
- 田中良弘, 2016, 「除染の現状と除染法制の在り方—

- 除染費用に関する法的仕組みを中心に」高橋滋・住友電工グループ社会貢献基金・一橋大学環境法政策講座編『福島原発事故と法政策—震災・原発事故からの復興に向けて』第一法規, 119-150.
- 中間貯蔵施設等福島現地推進本部, 2014, 「除去土壌等の中間貯蔵施設の案について」2014年5月 (http://josen.env.go.jp/chukanchozou/action/acceptance_request/pdf/aggregate_draft.pdf).
- 津川敬, 2016, 「指定廃棄物—行き先はどこ (5)」『Indust』31(7): 39-43.
- 東京電力改革・1F問題委員会, 2016, 『東電改革提言』2016年12月20日 (http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/energy_environment/touden_1f/pdf/161220_teigen.pdf).
- 西城戸誠, 2015, 「再生可能エネルギー事業における内発的発展の両義性」丸山康司・西城戸誠・本巢芽美編『再生可能エネルギーのリスクとガバナンス』ミネルヴァ書房, 9章.
- 日本学会議, 2014, 『高レベル放射性廃棄物問題への社会的対処の前進のために』2014年9月19日 (<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-h140919-1.pdf>).
- , 2015, 『高レベル放射性廃棄物の処分に関する政策提言—国民的合意形成に向けた暫定保管』2015年4月24日 (<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-t212-1.pdf>).
- 長谷部俊治, 2016, 「政策の失敗はなぜ起きるのか—水俣病と原発事故への対応から」『社会志林』62(4): 53-75.
- 畠山理仁, 2015, 「契約成立は全体の1%以下 地権者がしがらみに進む除染廃棄物の中間貯蔵施設」『週刊金曜日』23(26): 20-23.
- 濱田武士, 2015, 「海洋汚染からの漁業復興」濱田武士・小山良太・早尻正宏『福島に農林漁業をとり戻す』みすず書房, 4章.
- 日野行介, 2016, 『原発棄民—フクシマ5年後の真実』毎日新聞出版.
- 復興庁・環境省, 2016, 「除染対象以外の道路等側溝堆積物の撤去・処理の対応方針」2016年9月30日 (https://www.reconstruction.go.jp/topics/m16/09/Material/20160930_news-rl_sokkoutaisekibutu-jokyo.pdf).
- 船橋晴俊, 2006, 「加害過程の特質—企業・行政の対応と加害の連鎖的・派生的加重」飯島伸子・船橋晴俊編『新潟水俣病問題—加害と被害の社会学』新版, 東信堂, 2章.
- 船橋晴俊・長谷川公一・飯島伸子, 2012, 『核燃料サイクル施設の社会学—青森県六ヶ所村』有斐閣.
- 松尾隆佑, 2016, 「影響を受けるものが決定せよ—ステークホルダー・デモクラシーの規範的正当化」『年報政治学』2016(2): 356-375.
- 除本理史, 2013, 『原発賠償を問う—曖昧な責任、翻弄される避難者』岩波書店.
- , 2014, 「国民へ転嫁される原発事故コスト 加速する無原則な国費投入」『エコノミスト』92(28): 82-83.
- , 2016, 『公害から福島を考える—地域の再生をめざして』岩波書店.
- 山本俊明, 2014, 「中間貯蔵施設と“帰還幻想”—統・放射能ごみと民主主義」『世界』861: 174-185.
- 吉岡斉, 2015, 「日本の核廃棄物問題の現状と課題—福島事故廃棄物を中心に」『都市問題』106(8): 26-32.
- 吉原直樹, 2015, 「終わりなき「中間」のゆくえ—中間貯蔵施設をめぐる人びと」吉原直樹・仁平義明・松本行真編『東日本大震災と被災・避難の生活記録』六花出版, 57-76.
- , 2016, 『絶望と希望—福島・被災者とコミュニティ』作品社.

松尾 隆佑 (マツオ・リュウスケ)
法政大学サステイナビリティ研究所